

## 環境基準

昭和53年7月11日環境庁告示第38号

区分	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下。	年間にわたる1時間値の1日平均値の2%除外値が10ppm以下。	年間にわたる1時間値の1日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下。	年間にわたる1時間値の1日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの(1日平均値の年間2%除外値)について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準に適合しないこととする。
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		1時間値が0.06ppm以下であること

(備考) 長期的評価にあっては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価対象としない。

平成21年9月9日 環境省告示第33号

物 質	微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )
環境基準	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

※ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※ 達成期間 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。